

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規定に基づき、会員に関する必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は、正会員、賛助会員とする。

(正会員)

第3条 本会の正会員は、次の区分による。

- 一 市町村社会福祉協議会
- 二 社会福祉事業を実施する社会福祉施設、及び社会福祉を目的とする事業を実施する者、並びに更生保護事業を実施する者
- 三 介護保険事業又は障害福祉サービス事業を実施する者
- 四 民生委員・児童委員、保護司
- 五 主に福祉に関する活動を行う者
- 六 その他理事会で会員にすることが適当と認められた者

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、社会福祉に関心を持つ個人、法人又は団体とする。

(会費)

第5条 会員は、別に定める規程により毎年年度内に会費を納めなければならない。

(会員票・証)

第6条 第3条に定める正会員には、会員である身分を明らかにするために、会員票又は会員証を交付する

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするときは、別に定める入会申込書を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、次に掲げる場合に退会したものとする。

- 一 本人から退会の申し出があった場合
- 二 会員たる資格を失った場合
- 三 1年以上会費を滞納し、納入の意思がないと理事会が認めた場合
- 四 除名

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会の議決を経て除名することができる。ただし、理事会の5日前までにその旨を当該会員に通知し、且つ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の除名は、文書を持って当該会員に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。